

Title	生命保険法人税制の理論と実際
Sub Title	Taxation of life assurance corporation in theory and practice
Author	古田, 精司
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1993
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.86, No.1 (1993. 4) ,p.1- 25
JaLC DOI	10.14991/001.19930401-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19930401-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

生命保険法人税制の理論と実際*

古 田 精 司

ま え が き

先進資本主義経済の財政を支える柱として所得税中心税制がある。しかし、近年、資産所得の多様化が進むとともに、資産所得課税全般がむしろ所得税制のアキレス腱とみなされ、所得税それ自体の是非まで問われるようになった。また法人税は所得税制の補完税とされているが、やはりいま1つのアキレス腱となっている。

生命保険法人税制はこれら2つのアキレス腱を共有し、所得税中心税制が今後どのような消長をたどるかを占ういわば試金石とみなすことができる。そこで、はじめにわが国生命保険法人税制の問題点を時系列的にたどり、ついで生命保険の母国であるイギリスの生命保険法人税制を検討する。そこから生命保険法人税制の理論と実際との関連を尋ねることにしたい。

1. わが国の生命保険会社法人税制——その問題点の変遷——

(1) 戦前の生保法人税制

わが国で所得税が創設されたのは1887（明治20）年である。しかし当時は法人組織は未発達で、

* この研究は筆者が1984年に着手して以来あまりに長年月を経ているので、謝意を表わすべき方々もまた多数にのぼっている。けれども、辛抱づよく完成を待ち激励して下さった（財）生命保険文化センター・生命保険に関する学術振興委員会とその御援助に対し、また研究の切り口を示唆して下さったイギリス・ヨーク大学名誉教授故 Jack Wiseman, さらに畏友・岡本辰次千代田生命健康開発事業団前専務理事に対し、心からの御禮を申し上げることだけは欠かすことはできない。おそらくその3つの出会いなくしては、この研究は着手されることも完成されることもなかったはずだからである。

注（1） わが国の生命保険法人税制をめぐる問題点の変遷については、次の労作に負うところが大きい。法人税研究会編「生命保険会社に対する法人税課税(一)～(五)」『生命保険経営』1961年9月, 11月, 1962年1月, 3月, 7月号。同編「生命保険会社に対する法人税課税(一)～(四)―昭和42年度改正―」『生命保険経営』1968年5月, 9月, 11月, 1969年1月号。吉牟田勲「生命保険会社に対する法人税課税の改正―昭和51年度改正―」『生命保険経営』1978年3月号。

所得税は個人のみで法人に課せられることはなかった。所得税が法人にも課せられるようになったのは、1899（明治32）年以後のことである。⁽¹⁾

1899年の税制改正から法人所得も課税されるようになったが、生命保険相互会社は非課税とされた。その理由は「営利を目的としない法人の所得」は課税対象外とされたからである。そのため、同じ生命保険を扱っても、株式会社の所得は課税されることになった。

生命保険株式会社の所得は課税対象とされたが、しかし「責任準備金」は課税所得から控除することが認められた。なぜなら、生命保険会社の「責任準備金」は、将来の保険金支払請求に備えて、収入保険料の一部を保険加入者のために留保し積立てるのであるから、会社の利益を表わすものではない。この基本的な見方は今日にいたるまで変わることなく引き継がれている。

戦前における生保法人税制の最初の転機は、1913（大正2）年の所得税法改正のときだった。これまで所得税を免れていた生命保険相互会社も、新たに課税の対象とされることになった。

その時、問題となったのは「契約者配当準備金」の取扱いであった。改正された所得税法によれば、生命保険相互会社であれば剰余金が課税所得とされたため、剰余金処分の形をとっている契約者配当金についても課税されることになった。ところが生命保険株式会社の場合は、利益金処分の形をとらず損金に計上しているため非課税とされた。これにより、それまで非課税として優遇されていた相互会社が、一転して株式会社より重税を負担することとなった。

この問題は、紆余曲折をへた後、アメリカで1920年来採用されている生命保険会社に対する利差益課税方式ののっとり、「保険料の払戻しに相当する金額を課税所得から控除する」ことで一応の結着をみた。ここでいう利差益課税方式とは、まず生保会社の機能が投資機能と保険機能の2つに大別されるように、所得も投資所得（investment income）と保険所得（underwriting income）に分けることができる。その保険所得はもともと負債であるから非課税とし、投資所得のみを生保会社の課税所得とみなす方式である。したがって、この方式は投資所得課税方式と呼ぶこともできる。

ところが、1918（大正7）年になると、契約者配当準備金は全額を課税所得から控除することが認められるにいたった。これにより生保会社は実質上非課税扱いとなった。

昭和に入っても、生命保険会社に対する課税原則は変わることはなかった。1940（昭和15）年には、法人所得に対する課税が法人税として独立し、かつ幾たびかの税制改正を経たけれども、生命保険会社の法人税は実質上非課税という扱いであった。

（2）戦後の生命保険法人税制

生命保険法人税制という観点から、その問題点の変遷を戦後についてたどると、それはシャープ税制の発足から始まり、ほぼ4期に分けて考えてみるのが便宜であろう。

（a）シャープ税制と生命保険会社

1950（昭和25）年3月にシャープ勧告にもとづき実施された税制改革は、生命保険法人税制にも

大きな改革をもたらした。

法人税制は、いわゆる法人実在説から擬制説へという転換にともない、法人が他の法人から支払をうけた受取配当は、二重課税を回避するため、課税所得の計算上は利益に算入しないこととした（受取配当の益金不算入措置）。ただし、法人が借金して株式を購入する場合もあるので、株式などを取得するために要したとみられる負債の利子に当る額は控除（負債利子控除）して減算するから、その分だけ受取配当の益金不算入額は減ることになる。

しかし、それにしても、生保会社にしてみれば、従来の課税所得計算から、さらに多額にのぼる受取配当金を減算することになり、生保会社の課税所得は大きな赤字という結果をもたらすことになった。これにより、改革前年の1949（昭和24）年では、約半数の会社が法人税を納付していたが、改革以後は生保会社のめざましい復興にもかかわらず、法人税は、戦前同様、実質上非課税扱いとなった。

（b） 1961年改正と生保会社

シャープ税制のもとでの生保法人税制では、受取配当は益金不算入となったが、加えてこれまでどおり、契約者配当準備金繰入額は損金算入とされた。その結果、生保会社20社は剰余金を数百億円と計上しながら、課税所得計算上はすべて赤字となっているため、法人税をまったく納付していなかった。したがって、この点をめぐり疑義を抱く当局が実態調査に乗り出し、生保業界とも意見を交換したのは自然な成り行きであった。そしてついに、国会において生保会社の法人税ゼロという事態が社会党議員により取り上げられるにいたった。

国会での論議も踏まえて、1961年度の1次改正では次のように問題点の解決が図られた。

- (i) 受取配当の益金不算入制度を部分的適用にとどめるため、責任準備金の予定利子、契約者配当準備金繰入額中の利差益などは受取配当獲得のために費した負債利子として控除する。これにより年間100億円を超えた益金不算入額は、半分以下に減少した。
- (ii) 契約者配当準備金についても繰入限度額が設けられた。その方法は、利差益相当分は追加払利子として、費差益および死差益相当分は保険料の精算払い戻しとして、一定の方式で計算した金額を限度として損金に算入することとした。
- (iii) 純保険料式積立額を超える責任準備金繰入額は損金不算入とされた。

このような改正の結果、1962年度では生保会社全体で12億円余りの法人税額が算出された。しかしなお、源泉徴収税額約24億円があるため、還付税額は11億円余りにのぼった。しかも、次のような問題点が残されていることも指摘された。

- (i) 簡易保険は法人税が課税されず、また農協は28%課税、協同組合は協同組合資金の利用分量については非課税となっている。そのため生命保険会社に課税すると、これら類似企業とのあいだにアンバランスが生ずる恐れがあり、この点を調整する必要がある。
- (ii) 法人税が課税されると契約者配当が減少する。一般の企業の場合、株主は配当控除（20%）が

適用されるが、生保の場合こうした制度がない。このアンバランスも当然調整する必要がある。⁽²⁾

(c) 1967年改正と生保会社

1961年度の改正により、翌年から生保会社も法人税を負担し始めたようにみえた。しかし、1964年から65年にかけての景気後退と株価の低落により、生保会社の課税所得が激減すると、多額の剰余金を計上しながら、法人税はほとんどゼロという事態に逆戻りしてしまった。

このような事態を背景に、1966年4月の衆議院大蔵委員会で、6年前と同じ社会党議員から要約すれば次のような質問が出された。

- ① 生命保険会社の課税所得が一般企業に比べて少なすぎるのは、いかに合法的であろうと、庶民感覚、国民世論からみて、当をえない。
- ② 毎年、巨額の財源を契約者配当金として積立て、配当として還元するなら、最初から保険料を引下げるべきである。
- ③ 満期までの間、保険料を運用するのだから、その間、その運用収益に当然課税すべきではないか。

この年、次のような内容の生保法人税第2次改正が行われたが、それは国会そして世論の先のような批判に答えようとするものであった。

(i) 受取配当益金不算入と契約者配当準備金の二重控除の排除

受取配当益金不算入の規定の適用を放棄する方法と、受取配当益金不算入の規定の適用を受けた上で契約者配当準備金の損金算入をその適用額だけ減額する方法と、いずれかの選択を認める（実際には、他の所得計算との関連で、受取配当益金不算入の権利を放棄するほうが簡便であり、かつ有利であるので、この改正後は生保会社はすべて権利放棄方式を選んでいる）。

(ii) 最低限課税方式（西ドイツ方式）の導入

(i)の規定の適用を受けた後の所得金額が剰余金の7%相当額に満たない時は、その満たない金額だけ契約者配当準備金の損金算入額を減算する（この規定の後、多くの生保会社で課税所得が剰余金の7%を割る状態が続いたが、責任準備金の積立が純保険料式に達する会社が増えるとともに、課税所得も増加するにいった）。

(d) 1976年改正と生保会社

これまでの改正は、生保法人税制のあり方を根本的に問い直すところから始まっていた。ところが、このたびの第3次改正は、他の金融機関である銀行、証券、損保とのバランスをとった租税特別措置の整理・縮減ないし企業税負担増の一環として行われたところに特色があった。したがって、ここでは次のような改正が行われたことを記すにとどめたい。

- (i) 契約者配当準備金の損金算入限度額の縮減——個人保険については、改正前では（翌期配当所要額＋翌々期配当所要額）×1/2が損金算入限度額であったが、これを「翌期配当所要額」の

注（2） 読売新聞1960年5月12日4面を参照。

みとする。また洗替え処理を行い、いわゆる「新たまり」に対して課税する。

(ii) 過年度において配当準備金へ損金算入された金額のうち、未割当額（旧たまり）について遡及して課税する（10年分割通増課税——その分割レートについては省略）。

このように3次にわたる生保法人税制の見直しと、生保産業の目覚ましい発展とが相まって、生保会社の課税所得そして法人税負担は大幅に増大し、今日では銀行に劣らぬほどの水準にまで達しているといわれるようになった。

（3） 経済分析からみた生保産業と税制

生保法人税制のあり方を考えるとき、まず生保産業の産業組織論からの理解が前提となるだろう。というのは「産業組織研究は一般に、対象とする産業の問題点（症状）をとりあげ、その分析を通じて、現状改善のための政策提示（処方）を行うという実践的性格を特徴とする⁽³⁾」からである。

ところが、「生保産業分析の特殊要因」として、まず第1に「保険サービスの内容（質）ならびに価格について、一般の人たちが十分な理解をもつにはかなりの困難がともなうという点」があげられている。また第2に「生命保険料率が、原則として市場における需給関係と切りはなされたところできる」ため「保険経済への価格理論の適用には、おのずから、さまざまな留保と制約が生れる⁽⁴⁾」ことになる。

加えて、「生命保険会社、ことに相互会社の財務上の仕組み、各種の財務諸表や、社員への配当金の配分（社員配当金割当）の非常に複雑な仕組みは、会計士・弁護士その他特殊な職業の人を除き⁽⁵⁾」、一般にはほとんど理解されにくいという事情もある。これにより生保産業の経済分析はますます困難の度を高めてくるわけである。

ましてや、生命保険「法人税制」の経済分析にいたっては、僅かにその基礎理論によりやく着手されつつあるところであり⁽⁶⁾、また税務当局にしても、明確な原理・原則の上に立って生保法人課税を円滑に進めているわけではない⁽⁷⁾。次節から始まる考察は、そのような実状を踏まえたうえで、少しでも当該問題の理解を深めるに資することを意図している。

2. イギリス生保法人税制——その変遷と政策目標——

（1） 現行税制の形成プロセス

生命保険の発祥地は周知のとおりイギリスである。そのイギリスでも、わが国と同じようになん

注（3） 水島一也「4 生命保険」熊谷尚夫編『日本の産業組織Ⅲ』中央公論社、1976、p.192参照。

（4） 同書 pp.193-4参照。

（5） 小宮隆太郎「企業としての生保」今井賢一・小宮隆太郎編『日本の企業』東京大学出版会、1989、P.445参照。

（6） 生命保険法人税制の基礎理論を提供しようという試みがこれまでなかったわけではない。例えば、筆者の眼に触れたものとして、I. R. Harper, "Taxation and Life Insurance: A Theoretical Analysis", *Economic Record*, June 1984, がある。

らかの生保法人税制をめぐる問題点を抱えているのだろうか。もし抱えているとすれば、どのような種類の問題点であろうか。

そのような問題関心を抱いているとき、たまたまイギリス内国歳入庁により公表された *The Taxation of Life Assurance: Inland Revenue Consultative Document* 『生命保険課税：内国歳入庁諮問文書』1988 に眼を通ずる機会を得た。そこで、本節以降では主として同書に依拠しながら、その問題点の解明に努めることにしたい。⁽⁸⁾

まずイギリスの生保法人税制は、前節でみたわが国のそれと同様に、19世紀から20世紀初頭にかけて変動する生保産業の実情に対し断え間ない適応を重ねてきている。そして、生保法人税制の基本原則が定まったのは、1920年代であるとされている。その基本原則とは次の3つに要約できよう。

- (1) 保険契約者は保険契約による給付については非課税である。契約から生ずる投資収益なり利益金に対する租税は、すべて生保会社の段階で徴収される（株主の場合も同じ）。
- (2) 生保会社はその生命保険契約について、一般に I マイナス E（すなわち、その投資所得マイナス管理費）として算定された単一課税ベースにより標準税率で所得税を納付する。その管理費とは、日々の事業運営費、投資管理費および新規契約獲得にともなうコミッションとその他経費である。
- (3) しかし、ある生保株式会社では、投資所得に対する経費率を高めにしたため、純投資収益は殆どないにも拘らず経常利益は確保できている。そこで「みなしケース I」（*notional Case I*）計算、すなわち、これによれば経費の優遇が制限されるので、I マイナス E ベースによる納税額は株主利潤に対する税とまさに等しいことになる。

注（7） 生命保険会社課税がその道の専門家にとってもいかに難解かを物語る例として、大蔵省主税局長を歴任した泉美之松、吉国二郎、高木文雄の3氏による「税制からみた産業政策」と題する座談会がある。

「吉国：保険というのは実をいうと、一番わけがわからない。アメリカでもそうなんですけど、いわゆる責任準備金とかいろんなものがある。

高木：相互保険というのはよくわからないですね。

吉国：非常に変な論理なのです。相互保険はお互いにお金を出し合って、保険事故があったら埋める。その分が損であるだけで、保険料を集めている限りにおいちゃ、みんな預金と同じなんだから、利益もへったくれもない。こういう論理なんですからね。

泉：これぐらいわけのわからないものはない。』『エコノミスト』「連載・戦後産業史への証言〔第41回〕」, 1976年10月12日, p.84。

- (8) イギリスの生命保険事業については、『新生命保険実務講座』第9巻「外国事情」有斐閣, 1966年, 『生命保険実務講座』第8巻「外国事情」有斐閣, 1990年を参照。ただし、生保法人税制については殆ど触れられていない。なお、同諮問文書に対しては、イギリス保険協会（The Association of British Insurer）からそれに対する応答・批判として次のような回答文書が公開されている。*The Taxation of Life Assurance, A Response by the Association of British Insurers to A Consultative Document issued by the Inland Revenue, 1988.* この回答文書は、冒頭に5ページにわたり同協会の生保法人税制に対する要望を載せている。この要望は、「補論」として小論の末尾に掲げた。これにより生保業界と内国歳入庁の見解の類似点と相違点を比較することができよう。

当時はこの税制により適切とみなされる税収が得られ、生保産業、保険契約者にも妥当と受けとられ、問題らしい問題はなかった。個人にも会社にも所得税は単一税率で課税され、その上、キャピタル・ゲインにも課税されなかった。生保業界が手にする投資収益も目立って大きいとはいえず、それゆえ税制が及ぼす歪みもとるに足るほどのものではなかった。費用、とりわけコミッションも少なく、生保会社投資に対する強力な競争相手も数少なく、要するに、生命保険の大衆化が始まる前夜ではこのような状況は当然といえば当然であった。

1920年代からの進展

現行の生保法人税制の原型は、1920年代から徐々に形成され、その中核には「I マイナス E」, 「みなしケース I」, 他種の保険からの生保の独立、保険契約者による無税での保険金などの受取り——という構成因が引き継がれていた。けれども、生保産業の拡大と投資市場の多様化にともない生保法人税制も徐々に変貌を重ねてきた。なかでも、次の4点が特記に値する進展であった。

- (1) まず現行の所得税から分離した独立法人税の導入がある。そして部分的インピュテーション方式による前払い法人税をつうじて、各株主ごとに配当に対する税負担を確定する。これを生保会社についてみれば、I マイナス E ベースで法人税が課されることになる。近年まで、生保会社は投資収益に対し特定の低税率で法人税を納めていたが、その低税率とは株主よりも生保契約者のためとあってよい。最近になると、法人税率自体が引下げられたため、他の法人企業と同じ税率が生保業にも課されるようになった。
- (2) 通常の契約全般で大きな割合を占めつつある免税退職年金契約に対処するため、税務当局としては、なんらか新しい措置が必要となってきた。その免税退職年金契約とは年金契約者に帰属するはずの所得も利得も除外するというものであった。新しい措置により、株主および配当付き非年金生保の契約者に帰属する年金事業利潤に対する税収も確保されるようになった。
- (3) 実現（現金化）されたキャピタル・ゲインに対しては、個人のばあいはキャピタル・ゲイン税、法人のばあいは法人税が課される。生保会社のばあいは基本的に同じで、生保基金の資産が実現した時に課税される。ただし、生保株式会社のばあいは、株主と生保契約者とに振り分けて、株主には法人税率（35パーセント）を課し、生保契約者には25パーセントで課税している。生保契約者が手にする保険金に対しては、特にキャピタル・ゲイン税は免税とされている。
- (4) 累進所得税の登場により、生保商品のなかには、高所得層の投資家がタックス・シェルター（節税商品）として利用するものもでてきた。生保会社の手中に蓄積された投資収益は、投資家が直接投資したばあいの限界税率よりもかなり低い税率で課税されているからである。したがって、投資志向の生保証書は他の投資よりも有利となった。そのため、生保証書は二分されて、1つは適格証書（生活保障の意味合いがよい通常保険証書）と、いま1つは非適格証書（投資の性格が濃い一時払い保険および短期通常保険証書）という工合に税の扱いが区別されるようになった。非適格証書が満期なり保険金請求なり解約となれば、その純投資収益に対し所得

税が課される。ただし、その対象は生保契約者の限界税率が基本税率を超過した部分だけである。適格証書も同様ではあるが、その扱いはもっとゆるい。

このようにイギリスの生保法人税制の変遷を振り返ってみると、わが国のそれと重なる問題点をいくつか見出すことができる。そのような問題点に対し、イギリスではいかなる解決の方針を立てているのか。その点、次節で内国歳入庁が打ち出す改革案を検討する前に、その改革案を支える理念ないし租税原則を弁えることが望ましい。幸い、内国歳入庁自体が「生命保険税制の目標」を明示しているので、次にその目標とされる理念とはなにかについて検討してみよう。

(2) 生保税制の政策目標

アダム・スミス以来の租税原則論では、恣意的な課税を避け課税の基本原則を明示することが意図されている。近年ではアメリカのレーガン税制改革のさいに目標として掲げられた「公平・成長・簡素」が、最も広く知られている。

同じような意図をもって、イギリス内国歳入庁は生命保険税制について、次のような8つの目標を掲げている。⁽⁹⁾

第1は、効率的制度(Effective System)である。この場合の「効率」の意味するところは、利潤の分配にあたり生保契約者・株主とのバランス、および個人投資と法人投資とのバランス、の上で運営される効率的制度を指している。

第2は、均等待遇(Parity of Treatment)である。生命保険会社とその他の金融機関との間のみならず、それぞれが提供する商品のあいだでの「均等待遇」である。

第3は、「税負担の公平」(Fair Distribution of the Overall Tax Burden)である。その説明によれば、生保産業内の生保会社同士および生保契約者同士、のあいだの競争なり経済効率を歪めないような税負担の公平を指している。その意味では、この基準は税負担の配分における公平のみならず効率をも含意していると理解できよう。

第4は、将来の税制改革に対応できるだけの適応性(Adaptability)、それに加え生保産業の発展と生保商品のイノベーションおよびイギリスのEC加盟にも対応できるような伸縮性(Flexibility)が挙げられている。

第5は、「簡素と確実」(Simplicity and Certainty)である。税制が意図するところの効果が確実であり、かつ生保会社、契約者および内国歳入庁、のいずれにもとって簡素な税務行政を指している。

第6は、何百万人も生保契約者の権利と期待、そして生保会社の義務、をまず「認知」(Recognition)することにより、いかなる税制改革であれ公平な移行期が保証されるべきであるとする。

第7は、生命保険という長期的契約には慎重な運営とその一貫性(Consistency)が求められ、保険金支払能力についても十分な配慮がなされねばならない。

注(9) 生保税制の政策目標については、同諮問文書の第4章を参照。

最後に第8として、ヨーロッパ共同市場の形成にともない、共同市場内での「事業の自由度」(Freedom of Services)を高めるといふ政府の目標を尊重すべきであるとしている。

以上が内国歳入庁が掲げるところの生保税制の目標である。このような目標のあいだには、当然のことながら相互に矛盾する緊張関係がある。また内国歳入庁も認めるように、次節以下で検討される3つのオプションのどれかで、すべての目標が達成されるという保証もない。1つの緊張関係を解決しようとするれば、別の緊張関係が生じやすい。ましてや内国歳入庁の8つの原則は、レーガン税制改革のさいの3つにくらべると多すぎるし、それだけ摩擦は生じやすい。どのような生保法人税制が選ばれようと、8つの原則をすべて満すような税制があり得るとは思えない。

しかしながら、諮問文書で強調されているように生命保険が単なる貯蓄とは異なる特徴を備えていることも事実である。いってみれば、他の貯蓄なり投資とは異なる生命保険の特徴が、8つという「過剰」な原則を生み出したといえよう。

諮問文書では第2章で「生命保険の性格」を論じ、その特徴を3つに要約している。

第1に、生命保険は長期事業であり、保険契約者のリスクをプールし、保険数理にもとづき将来の保険金請求に適確に応えようとするものである。

第2に、そのため、生命保険会社は安全・確実な投資活動により収益をあげ、保険金請求に応ずることができるよう準備金を積み立てねばならない。

そして第3に、生命保険は生保契約者のために貯蓄を代行する面もある。集められた保険料が共同投資という形をとり、保険契約者が将来受けとる保険金をふやすことをつうじて契約者の生涯保障という機能を果たしている。

このような生命保険の特徴づけには、特に異論が生ずるとは考えられない。しかしながら、諮問文書が第3章で「他の金融商品との比較」を試みたさいに指摘しているように、近年、売り出されている新種の保険商品には、他の金融商品と区別しがたいものがある。例えば、一時払い終身変額保険(Investment bond policies)がそれである。

一時払い終身変額保険は、ユニット投資信託が投資している資産と同じような資産に投資している。両者の実質的な相違点といえば、税制面を除けば、僅かな金額でしかない死亡保険金だけである。そうだとすれば、一時払い終身変額保険をユニット投信より税制面で優遇すべき理由は、どこに求めらるべきなのだろうか。

諮問文書によれば、両者の法律面の相違点となると、もはや形式の問題でしかない。そして次のようにいう。⁽¹⁰⁾「例えば、一時払い終身変額保険のばあいでは、生保契約者は、厳密にはかれに割当てられたユニットを持っているわけではなく、ファンドの資産により産みだされた投資収益を受けとるわけでもなく、ないしは生保会社に管理費を支払うわけでもない。しかしながら、かれは——生保証書の条文に明記されているように——あたかもそのユニットを所有し、その所得とキャピタル・ゲインを享受しているかのように計算された現金総額に対する権利をもっているものであり、所

注(10) 諮問文書3.9を参照。

定の料金表にしたがい生保会社に手数料を支払っている」。そうだとすれば、一時払い終身変額保険とユニット投信とのあいだに、明確な一線を引くことはほとんど不可能といわざるをえないだろう。

配当つき生保（with-profits policies）のばあいはどうであろうか。この場合、投資収益の増加分は生保契約者には配当の増加（株主には増配）という形で処理される。ところが、「生保契約の継続期間にわたり、特定の生保契約者に支払われる保険金と生保会社に発生する所得なり利得とのあいだには、なんら直接的・機械的關係がないというのが、配当つき生保のエッセンスなのである⁽¹¹⁾」。ここでは、生保会社の投資活動は、生保契約者の投資を代行しているには違いないが、そのあいだには一対一の対応が少しもないことが強調されている。生保会社の投資収益を、特定の生保契約者に割当て、かつ税制は先に述べた8つの目標を満すように課税するにはどうすればよいのか。生保法人税制の最大の課題はここにあるのではないか。次節では、内国歳入庁が現行生保法人税制のどこに問題点があり、その問題点解決のためにどのような改革案を用意しているかについてみよう。

3. 内国歳入庁からみた生保法人税制

イギリスの生保法人税制は、生保産業の側からみても、内国歳入庁の側からみても、共にその現状は不満の対象でしかない。内国歳入庁からみれば、生保産業の税負担は同程度の資産、所得をもつ類似金融業とくらべても低いのみならず、生保会社間の税負担もバランスを失っている。諮問文書で提起された問題の発端はここにあるようだ。

（1）現行生保法人税制とその問題点

内国歳入庁が指摘する問題点の第1は、図1にみるように、生保会社の投資収益の構成という面で、近年、投資所得よりもキャピタル・ゲインが重視されている点である。生保会社はそのポートフォリオを日々運用するなかで資産を処分している。生保会社のなかには、キャピタル・ゲインが実現したときに課税を免れるために利用できる経費控除を十分もつものもある。

また一般に、生保会社はキャピタル・ゲインの実現を延期することにより節税（tax saving）を最大限に享受している。イギリスでは、ユニット信託の大半は生保会社により保有され、それは関連会社（いわゆる「従属」ユニット信託〈a ‘captive’ unit trust〉）の管理のもとにおかれている。そのため、ユニット信託が公認（authorised）されたものならば、キャピタル・ゲインが実現されても課税されないばかりでなく、その関連会社がポートフォリオの運用によりキャピタル・ゲインをどれだけ得ても、生保会社がユニットを売却しないかぎり課税を延期することができる。

注（11） 同文書3.10を参照。

図1 イギリス生命保険業の収入構成

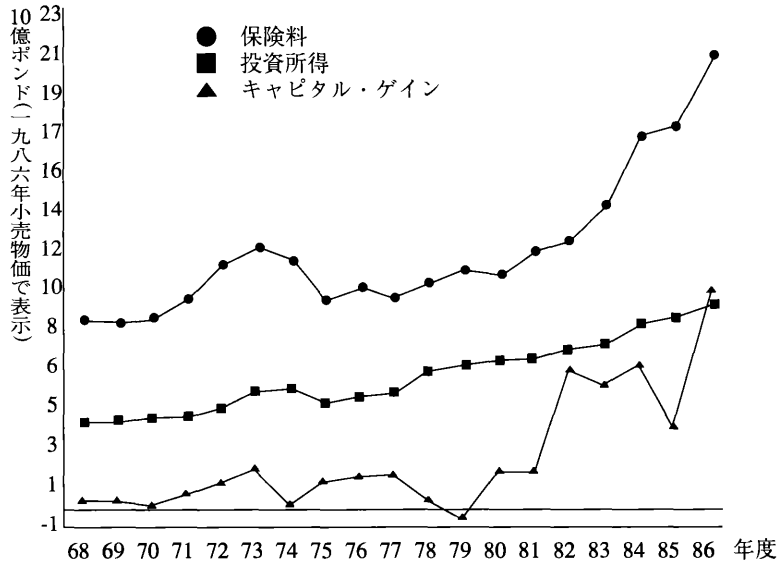


図1をみると、1986年では、実現されたキャピタル・ゲイン等が初めて投資所得を上回ったことが分かる。しかし、それはたまたま好景気に恵まれ、活発な株式市場で150億ポンドのキャピタル・ゲインを稼ぐことができただけで、しかも内国歳入庁によれば、その金額はその時期に支払われた保険金に等しい。結局、その時も、将来支払うべき保険金を賄うために必要な多額の現金を資産売却（キャピタル・ゲインの実現）により得ることを慎重に避けていることが分かる。売却のタイミングは生保会社がコントロールしているが、そのさい売却利益に対する課税が実現繰り延べ（凍結効果）に強く働いている、と内国歳入庁はみている。

第2の問題点は、経費に対する優遇措置である。生保会社の経費では、他産業と異なり、総経費の2/3ほどは新規契約に要するコミッションとその他の販売費で占められている。1986年度では、総経費45億ポンドのうちほぼ30億ポンドを占めている。個人による直接投資ではそのような経費は認められていないし、投資信託のような類似の共同投資でもそれほど巨額の経費が認められているものはない。内国歳入庁の推計によれば、公認ユニット信託の所得、経費および利得と同じように、退職年金以外の生保事業から得られる投資所得が課税され、経費も落とされ、かつキャピタル・ゲインも非課税であるとすれば、近年における生保産業からの税収は実際よりも2倍ないし3倍のぼると見積もられている。

しかも、内国歳入庁によれば、これでもまだ全体的比較になっていないという。なぜなら、上の比較では、ユニット投信のマネージャーがその利潤に対し負担する税や投信購入者により直接負担されている高率の税負担や資本利得税が無視されているからである。その他の細かい点を別とすれば、生保会社に保有されている納税準備金は、不慮の債務に備えてかなりの額にのぼるにも拘らず、やはり考慮に入れられていない。

そこで内国歳入庁としては、結論の1つとして、現行の生保法人税制上の経費の扱いは、同じようなたぐいの投資と比較すると、生保会社に対する優遇措置がない場合を想定すれば、生保法人税収を低水準に抑えつけている大きな要因になっているとしている。

第2のポイントは生保会社のキャピタル・ゲインにあるが、この間の事情はもっと複雑である。生保会社はキャピタル・ゲインの実現を遅らせることができるが、同じことは直接投資やユニット投信に関与する個人にはできない。この相違点は、生保会社では、株式の値上りが生保契約者に対する保険金支払額を超えても株式の売却を延期できる点にある。それほど資金の余裕があるし、売却益の大半が経費控除により課税を免れることができるという強味がある。

もともとイギリスの生保会社の課税対象となるべき売却益は多くはない。1985、86年の2年間で課税対象となる売却益は20億ポンドだが、投資所得総額は120億ポンドだから、その1/6にすぎない。しかも、利益から非免税保証投資所得（unfranked investment income）は差し引かれ、課税投資所得が加算され、その上で経費が差し引かれる。その結果、ある生保会社は納税額がゼロとなり、またある生保会社はゼロとはならないまでも種々の優遇措置から受ける減税額は少なくない。しかし、内国歳入庁の見方によれば、コミッションなどの初期経費に適用される優遇措置の効果が、生保会社の税負担軽減に大きく働いていることは疑いないようである。⁽¹²⁾

（2）内国歳入庁の改革提案——オプションA・B・C——

イギリス内国歳入庁は、これまでみてきたとおり、生保法人税制の理想と現実のあいだに大きなギャップがあることを指摘してきた。そのギャップ（問題点）をここで要約すれば、次の3点にしばられるだろう。

- (i) 生保業界が生保契約者や株主に代わって支払った税額は、生保業界が所有する資産、所得、キャピタル・ゲインのそれぞれの水準からみるとあまりに少ないし、投資信託のような類似業界が支払った税額とくらべてみても少ない。
- (ii) 生保業界の税負担が他の類似業界にくらべて軽い理由は、主として所得なり実現キャピタル・ゲインが租税優遇措置（特に新契約費に対する優遇）により軽減されているためであり、同じく短期および中期のキャピタル・ゲインのかかなりの割合が免税となっているためである。
- (iii) ところが、生保業界の税負担が軽減されているとはいえ、その軽減額は業界すべてに公平に分配されているというわけではない。かなり巨額の法人税を支払う生保会社もあれば、同じくかなりの利潤なり収益をあげながら年々にわたり殆どまたは全く法人税を支払っていない生保会社もある。

イギリスの生保法人税制の問題点を以上のような3点に要約し、⁽¹³⁾内国歳入庁はそのような問題点を克服するためには、税務行政面での小手先の改正だけでは不可能と強調する。そして生保法人税制の抜本的改革のみが問題点の克服を可能とすると結論している。

注（12） 同文書6.19を参照。

そうすると、次に内国歳入庁は生保法人税についてどのような改革案を用意しているのか、が問われねばならない。その問いに対する当局の考え方は次のとおりである。まず生保会社の法人利潤と生保契約者の投資収益のそれぞれにふさわしい税制が必要である。しかし、生保契約者の投資収益に対する課税には既述のような特殊問題が潜んでいる。生保会社の所得にせよキャピタル・ゲインにせよ、生保契約者に支払われるべき責任準備金とはなんらの直接的関係ももたない。そこでまず生保契約者にとって適切な課税ベースとは何か、という問題に答えねばならない。内国歳入庁はこの問題に対し、(1)生保会社に流入する金額、(2)留保される金額、(3)支払われる金額のうち、どれかの選択によって決められるべきだとする。そして、次のような改革のためのオプションを提示している。

オプションA：投資信託のように、生命保険類似の貯蓄に対する税制上の扱いとできるだけコンシステントになるよう、生保契約者個人の経済状況に応じて、各生命保険証書の得た投資収益に課税する。生保会社の利潤については別途適切な基準により法人税を課することができる。

オプションB：生保契約者の手中に入るべき投資収益を保険数理により算出し、これに源泉税を課す。ただし、個々の生保契約者には所得税の面で若干の追徴がありうる。

オプションC：現行生保法人税制の修正にとどめる。すなわち、生保会社の所得に対する課税をつうじて生保契約者に対する税を徴収する。ただし、現行税制の問題点なり不確実性を是正するための手直しを加えられる。この場合も、生保契約者に対する追徴がありうる。あるいはまた、法人利潤に対し別個にケースI課税（Case I charge）が課されることもある。

それぞれのオプションの特徴を要約すると、オプションAは、類似貯蓄とのバランスを主眼とした生保契約者課税プラス生保法人税といえよう。オプションBは、保険数理による生保契約者源泉課税プラス生保契約者課税、そしてオプションCは生保契約者源泉課税プラスケースI課税ということになる。

4. 改革案・オプションCの概要——生保契約者課税と株主課税——

内国歳入庁が提示した3つのオプションに対しては、英国保険協会（ABI=the Association of British Insurers）から直ちにコメントが公表された。⁽¹⁴⁾それによると英国保険協会としては、オプションAとBについては実現性に乏しいとし、I マイナスEの課税ベースを崩さないオプションCの

注 (13) ここでは内国歳入庁の主張を3点に要約したが、実際にはもう1つの問題が指摘されている。それは生保契約者自身の税負担はかなり重いにも拘らず、その税収入はほとんど国庫に納入されていないという問題である。「これは多分、現行税制における生保業にとって最重要の一問題である」という指摘もその通りである。しかし、この指摘の意味するところは明らかではない。なぜ生保契約者が支払った税が国庫に入っていないか、については別個のテーマとみて、ここでは取り上げないことにする。

(14) Association of British Insurers, *ibid.*, 補論を参照。

みが検討に値するとしている。そのため、ここでは改革の実現性を重視する立場から、オプションCの改革方針を明らかにすることに努めたい。

イギリスの現行生命保険税制の特徴は、わが国のそれとの対比で表1にまとめてみた。基本的にはわが国とは異なり、I マイナス E（投資利益）方式という特徴をもっている。したがって、内国歳入庁としては改革の第一歩はI マイナス E という課税ベースの適正化にあり、これをつうじて現

表1 日本とイギリスの生命保険法人税制

	日 本	イギリス
税 率	37.5%	35%（契約者部分は25%）
株式会社と相互会社の取扱い差異	特に差異はない	株主割当分（35%）と保険契約者割当分（25%）で異なる税率を適用
課 税 標 準	営業利益方式（総所得－控除） 当期末処分剰余金 ＋）責任準備金（純保険料式）超過額 ＋）86条準備金繰入額 ＋）配当準備金超過額（当期発生たまり） ＋）その他加算額（一般会社と同じ） －）配当準備金翌期所要額* －）前期責任準備金（純保険料式）超過額 －）その他減算額（一般会社と同じ） ＋）寄付金限度超過・控除所得税額・外国税額 （一般会社と同じ） <hr/> 課 税 所 得	I－E（投資利益）方式 I＝受取配当・非免税所得を除く投資所得＋一般年金事業・退職年金事業の所得 E＝管理費用＋一般年金事業の支払年金、投資利益にはキャピタル・ゲインが含まれる 費用には年金支払額が含まれる。 退職年金事業の所得は源泉徴収額を超えて課税されることはない。 受取配当は30%の源泉徴収。 年金・退職年金事業は営業利益方式
責任準備金	純保険料式までが非課税限度	責任準備金繰入額と課税標準とは無関係 年金・退職年金事業の責任準備金は非課税
配当準備金	翌期所要額までが非課税限度	配当準備金繰入額と課税標準とは無関係 年金・退職年金事業は非課税

* 株式配当の益金不算入額に代えることができるが、一般的には翌期配当所要額の減算が行われている。

行税制の問題点なり不確実性が初めて除去できる、というスタンスをとっている。また第2に、その適正化をつうじて、生命保険をはじめとする金融市場における商品および企業の競争条件を均等化し、それにより市場の効率化と生保産業規模にふさわしい税収の確保を図ることができるとしている。

イギリスの生命保険税制のいま1つの特徴は、生命保険株式会社については、税率は株主割当分と保険契約者割当分とで異なった税率が適用されている所にある（表1）。わが国とは逆に、イギリスの生命保険会社では株式会社形態が相互会社形態よりも多数を占めているため、株主に対する課税方式のあり方は当然大きな問題となる。そのため内国歳入庁は生保契約者課税と株主課税とに分けて議論を進めている。そこで、ここでも前半は生保契約者課税、後半は株主課税として論述を

2分したうえで議論を検討してみよう。

(1) 生保契約者課税

ここでの主眼は、現行税制の方針にしたがい、I マイナス E (投資利益) 課税ベースにより、生命保険会社のレベルで生保契約者の投資利益に課税することにおかれている。いわば現行税制の修正版である。

それだけに、ここで取り上げられる問題は、税務技術上の改革というケースが少なくない。

第1は、I マイナス E 課税ベースの改善である。わが国でもそうだが、イギリスの生命保険事業でも、特定の資産が特定の契約に対応しているわけではなく、いわば費用・収益対応の原則が必ずしも守られているわけではない。また特定の長期的資産とその収益も必ずしも特定の保険種目に見合っているわけでもない。ただし、会社によっては資産と契約との対応を明確にして経営されているものもあるが、生保会社全体としてみると、いわゆるドンブリ勘定が主流といってよい。生命保険経理の特殊性からドンブリ勘定が大勢となっている限りでは、かりに特定タイプの契約に租税優遇措置を与えたとしても、特定化ができないケースでは不可能とならざるを得ない。そのため、生命保険経営の実態と税制とが対応と調和を保つためには、ドンブリ勘定をやめて、個々の生保契約で経費・収入を突き合わせる方式が採用されるべきであるとしている。それは同時に生保会社の立場からみても、税制の簡素化と改善になると考えられている。

第2に、生保契約者は生保会社をつうじて投資したばあい、かりにその人が直接投資家であるとすると、その生保契約者に適用される税率、控除および免税とくらべると不利な扱いをうけている。他方、生保会社の課税ベースは新契約費の即時控除やキャピタル・ゲインの実現延期という点では、生保契約者は直接投資にくらべると税制上有利な扱いをうけている。内国歳入庁は、生保契約者からみて相反する方向に働くこのような作用を、別々に考察することはできない2つの根本問題とみなし、税制上統一した扱いをとるべきだとしている。ただし、変額保険については別個の税制上の扱いが必要と考えている。このように、内国歳入庁は、生保契約者の個人としての直接投資と生保会社をつうずる共同投資とのあいだで税制上差別がない方向を模索している。この点は、内国歳入庁の生保法人税制改革のスタンスを知る上で重要と考えられよう。

第3は、新契約費の税制上の扱いである。個人による直接投資であれ共同投資であれ、投資から生ずる利益からその投資の資金調達のためのコストを税制上控除することは原則として認められていない。これは当然といえば当然である。しかし、生命保険会社の新契約費のばあいはそうではない。いわば新契約費は生命保険に特有のコストということになるろう。

ところが他方では、その当の生命保険の性質上、会社の所得なり利得の特定額を特定の生保契約者に割当てるとは、変額保険を除けば、一般には不可能である。よって、他の共同投資なり個人による直接投資と税制面で平等な扱いをしようとしてもできない。したがって、なんらかの便法を講ずる必要が生まれる。

内国歳入庁はここで4つの代替案を示しながら1つにしぼることはしていない。その代替案とは、①新契約費になんらの優遇も認めない。②契約の継続期間にしたがい新契約費の優遇度を定める。③他の種類の投資との平等な扱いという観点から、あえて技術的問題や運用費に眼をつむり、新契約費を生保契約者に配分する。④新契約費の優遇を生保会社のキャピタル・ゲインの実現額に対してのみ認める。以上のとおり4代替案が示されている。技術的な細かい問題も附随して取り上げられているが、ここでは立ち入らないでおこう。

第4は、生命保険会社に生ずるキャピタル・ゲインの税制上の扱いである。この問題に対しては、内国歳入庁の改革提案は極めて大胆かつ画期的である。まず生命保険会社のキャピタル・ゲインに対する課税は、これまでのような実現ベース基準ではなく発生ベース基準で実施できるとする。もともと発生ベースは納税者一般にとっては実施不可能である。その理由の1つは保有資産の定期的再評価という膨大な納税協力費であり、いま1つは未実現キャピタル・ゲインに対する税負担を支払う資金をどうやって調達するかという問題である。

しかしながら、個人と違い生命保険会社ならば発生ベース基準は実施しやすいとみている。というのは、一方では生保会社規制という目的のため資産を毎年、市場価格で評価することが必要とされているし、他方では納税資金も保険料、投資所得および投資資産の換金により調達できるからである。生命保険会社にだけ発生基準を適用すれば、それだけ税負担が過大になりそうであるが、未実現のキャピタル・ロスも即時適用という相殺効果もあり、また他業種とのバランスをとるために税率引き下げという措置もとられることになろう。そのような「歯止め措置」があれば生保業界も発生基準の適用に同意しやすいことになろう。そしてなによりも、アメリカ、オーストラリアでは、生命保険会社に対する未実現キャピタル・ゲイン課税が、すでに実施されているという背景も無視することはできない。

では内国歳入庁は、生保会社内の生保契約者分のキャピタル・ゲインに発生基準を適用することに踏み切ったのか、という点も必ずしもそうではないようだ。生保会社に発生基準でキャピタル・ゲイン課税を実施しても、それが個々の契約者の経済力(所得水準)に見合う保証はなにもないからである。いわば生保法人税と生保契約者所得税との統合には成功していないことになる。

そこで内国歳入庁は全く別のアプローチを示唆する。すなわち、生保会社に生ずるキャピタル・ゲインは、それが生保契約者に配分される分については、生保会社では免税とするという案である。このアプローチをとれば、生保契約者の大多数にとっては、課税対象となるべきキャピタル・ゲインが所得税の課税最低限以下となり実施しやすいというメリットがあるとする。しかし、問題は高額所得者の手に渡った分にある。この方式は、いってみればキャピタル・ゲインに関するインピュテーション方式の適用であるから、配当に関するインピュテーションとあわせて二重のインピュテーションとなり、徴税費と納税協力費が膨大な額にのぼることは避けられないであろう。⁽¹⁵⁾要するに、

注(15) この問題は改革案・オプションAの中核的問題としてすでに詳論されている。諮問文書8.1以下を参照。

生保契約者の手中に帰すべきキャピタル・ゲインについては、内国歳入庁は明快な代替案を提示しているとは考えられないし、そうする意図もなかったと結論せざるをえない。

(2) 生保株式会社株主課税

次の問題は生命保険株式会社の株主に対する課税である。もともと I マイナス E 課税ベースでは、その投資利益は株主と生保契約者とに明確に区分され課税されているわけではない。生保株式会社の株主については、理論的にはケース I 課税 (Case I charge) 基準⁽¹⁶⁾にしたがい、生保契約者に帰属する所得、利潤、利得を除いたケース I 利潤、すなわち株主持分に課税すべきことになる。

一般には法人所得税と個人所得税との二重課税をいかに排除し統合すべきかという課題が、ここでは生命保険株式会社の株主に対する法人税と所得税の統合が生保契約者課税とは別に問われていることになる。これに対し内国歳入庁は次の 3 つの代替案を提示している。

(i) 代替的課税基準としてのケース I

これまで株主と生保契約者とのあいだに投資利益を分けるため、みなしケース I 基準 (notional Case I basis) が利用されてきた。この基準は、生保契約者になんら純利益をもたらさない事業からの利潤に課税するという役割を担っていた⁽¹⁷⁾。ただし、この基準は、例えば変額生命保険の保有者に帰属すべき利得を配分し損なうというように不完全な基準である。それゆえ、ここでは代替的ケース I 課税が問われているわけであるが、それはみなしケース I 基準に代わる基準としての役割を担わされている。しかしここでは、その基準の明確な定義は与えられておらず、単に支払配当が皆無であるような生保株式会社に適用されるべき基準として取り上げられている。

(ii) 割当調整の改善

現行の生保法人税は I マイナス E に対して課税し、株主と生保契約者から徴税するという建前をとっている。そのため株主と生保契約者に利益一般を割り当てた上での総括的課税ベースで徴税されることになる。ここではその割当調整の改善が意図されている。考慮すべきポイントとしては、それぞれに適切な課税ベースを割り当て、生保契約者の利得と株主の利得に対する税率格差という点から、利得の配分、特に変額保険資産に対する配分を改善する必要があるとする。また技術的問題であるが、生保契約者の免税保証投資所得 (franked investment income) の取り分が、株主の免税保証配当 (frank distributions) に利用されることを予防することも考慮すべきであるとしてい

注 (16) 諮問文書によれば「ケース I 課税は退職年金契約や個別年金契約からの利潤も含めて、生命保険事業を営営することによる会社のケース I 利潤に対し法人税を課税するよう企図されている」(9.17) とし、「それゆえケース I 課税ベースは、生保契約者に帰属する所得、利潤または利得を除いたものに課税される」(同) とされている。さらに「ケース I 利潤は、単純なケースでは、生命保険会社の勘定で株主に配分された余剰プラス納税申告書に示されている未配分余剰と大まかには等しいであろう」(9.18) と定義されている。したがって、通常の理解にしたがえば、それは「株主持分」に等しいと考えることができよう。

(17) みなしケース I 基準についての定義は諮問文書のなかには見当たらない。

る。

(iii) I マイナスEと法人利潤に同時課税

第3のアプローチはI マイナスEと並んで法人利潤にも平行して課税する方法である。これには2つの問題の解決が求められている。1つは、法人税の課税対象となる株主利潤の定義である。いま1つは、その定義が生保契約者のためのI マイナスE（投資利益）と過不足なく分割する方法である。

以上、内国歳入庁は3つの代替案を提示したが、問題はさらに問題を呼ぶ形で議論が展開されている。代替案のどれかを選択すれば問題がすべて解決ということで終わるわけではない。むしろ、「生保契約者に対する課税の性格は依然として法人税なのだろうか」という基本的問題が改めて問い直されたりしている。⁽¹⁸⁾

したがって最後に、ミニマム税課税の是非が取り上げられているのも理由なしとはしない。ただし、その具体的課税方式について詳論されているわけではない。単に法人利潤に課税するのではなく、課税延期の見通しに制限を課し、I マイナスEの代わりに別の課税を行い、これにより生命保険株式会社からも相互会社からもミニマム・レベルの⁽¹⁹⁾税収を得ることを目的としている。ミニマム税導入はいわば最後の手段であって、経済理論的基礎がその根底に据えられているわけではない。それゆえ、内国歳入庁が、立ち入った議論を差し控えているのはむしろ当然といえよう。

諮問文書では現行税制の修正版であるオプションCについて、ほぼ以上のような提案がなされた。その提案も個々にみると、いずれも試案がいくつか示されているが、決定版についてはどれも慎重に回避されている。諮問文書という性質上それはむしろ当然かもしれない。

5. 結びに代えて

イギリスは生命保険や所得税を世界で初めて実施し、両者について豊かな実績と情報量とを誇っている。現在でも所得税中心税制をとりまた有数の生命保険普及国でもある。その点では、わが国と似たような生保環境なり税制を共有しているといえよう。

けれどもまた、イギリスがわが国とは異なった側面を、税制なり生保制度で持っていることも当然である。税制はさておき、生命保険制度では、イギリスはわが国と異なり養老保険、終身保険、定期保険などの従来型（定額型）の普通保険は80年代に入ると低迷し、代って変額保険が個人保険の主流商品となってきている。また80年代のサッチャー政権の下では、社会保障の費用抑制と制度

注 (18) 諮問文書10.49参照。

(19) 既述のように、わが国でも「最低課税方式」として、1967（昭和42）年に生命保険会社に対する法人税課税方式の改正のさい、西ドイツの方式（5%最低課税）にならって導入された。前年、主税局の試案をめぐる業界と折衝の過程で、試案にはなかった最低課税方式を業界が要望し実現をみた。また最低課税の割合も主税局案は10%であったが、これも業界との折衝の結果、西ドイツの実例にならい剰余金の7%を課税所得とすることで決着をみている。

簡素化の流れのなかで、公的年金から私的年金へのシフトが促進された。これに対しわが国では、変額保険は一般にあまり歓迎されず、むしろ警戒感を持たれているのが実情であろう。公的年金にしても、わが国では整備・拡充の段階にあるとはいえ、私的年金へのシフトが図られつつある段階とはいえない。

けれどもまた、生命保険会社法人税制についてみると、イギリスもわが国もかなり類似の問題点を共有しており、特に生保会社は不当に多すぎるほどの準備金等を保有し、法人税負担も金融業界のなかで目立って少ないという批判を受けている点で共通している。

本論では、このような問題に対し、イギリス内国歳入庁はどのような改革案を持っているのか、またその改革案に対し業界団体である英国保険協会はどのような反応と対策を示したか——それぞれの問題に対する対処の仕方を検討することにより解決への途を求めてみた。もとより、歳入庁の改革案3つのうちオプションCを検討しただけであり、オプションAもBも今後の課題として残されている。また税制の国際化がイギリスのみならずわが国でも進展するなかで、生命保険会社法人税制への影響の仕方、イギリスとわが国で共通するところもあり異なるところもある筈である。内国歳入庁は「ヨーロッパ共同体の問題点」として取り上げ、問題点の整理を試みている。けれども、そのような問題群もまた、今後の課題として残されていることはいうまでもない。

補 論

本論で明らかにされたようなイギリス内国歳入庁の諮問文書に対しては、英国保険協会（ABI）から直ちに膨大な文書による反論が加えられている。またその反論の冒頭では要約が掲げられている。内国歳入庁と保険協会のそれぞれの立論の根拠、原理・原則を比較する手がかりとして、以下では英国保険協会の回答要約を掲げることとした。

〈生命保険課税〉

〈内国歳入庁公表の諮問文書に対する英国保険協会の回答〉

〈1. 序論〉

1. 1 本論文は、1988年6月17日に公開された『生命保険課税』に関する内国歳入庁の諮問文書に対する英国保険協会（ABI）の回答である。
1. 2 英国保険協会の回答ではその提案が分析され、かつ抜本的改革を支持し納得しうるケースはなんらありえないと断定されている。回答は現行生命保険税制のためには建設的提案をめぐり議論すべきことを主張するものである。

〈2. 連合王国生命保険業〉

2. 1 英国保険協会には212の生命保険会社が加盟し、連合王国生命保険事業の96%以上をカバーしている。連合王国の会社また海外生命保険事業でかなりの金額を契約している。
2. 2 1987年末では、ほぼ9,400万件の生命保険契約が行われ、連合王国の家庭のうち70%がカバーされ、かつ1,750億ポンドの資産で支えられていた。これらの資産のうち、ほぼ50%は年金契約で占められ、1,000万人以上の人々が恩恵を得ている。生命保険会社は、英国産業および連合王国経済における、そしてまた英国国債に対する、主要投資家である。生保会社はまた住宅購入のための資金調達をかなり手助けしている。
2. 3 生命保険会社に対する課税は、本来は生命保険契約者に対する課税である。生命保険業の競争はきびしい。すなわち、生保株式会社では株主のマージンは生命保険契約者の課税ベースとくらべると小さいし、相互会社では利潤はすべて生命保険契約者に帰属している。生命保険の及ぶ範囲が非常に広いということは、生保契約者と納税者全般とがかなり重なっていることを意味している。
2. 4 税負担を増やすことは節税に税をかけることであり、資金調達面の独立達成を妨げることになる。政府が消費支出を抑制しようとする行動しているその時に、主要な貯蓄源泉、特に長期に安定した貯蓄の大部分を含むものにペナルティをかけるのは、とりわけ適切ではなからう。
2. 5 生命保険は貯蓄のみならず家庭に生活保障を提供している。諮問文書はこのユニークな側面を無視しており、かつその提案のあるものは、生活保障のための保険料をかなり引き上げるだけでなく、投資のための保険料よりも高い割合の増額となってしまう提案を主張している。
2. 6 連合王国の生命保険会社は、他のEC諸国における競争相手とくらべると極めて効率的である。政府が生命保険業に対するEC市場の挑戦を真剣に理解し、かつその中で拡大する機会をつかむことを強く勧めているその時に、諮問文書が1992年との関連において連合王国生保会社の見直しに対し、諮問文書が持つ効果を検討しようという真剣な意図がほとんどなされていないのは期待はずれである。

〈3. 英国生命保険協会の回答を支持する証左〉

3. 1 われわれは、諮問文書を準備するために行われた多大な作業に感謝するものである。しかしながら、文書の内容は、いくつかの領域で批判的分析に耐えることはできないし、〈付録A〉が詳細なコメントを加えている。
3. 2 重大な論評であるからには、その主張を補強するために適切な研究作業を公刊して強化すべきだし、提案された改革のインパクトを測ってみるべきである。そのため、英国生命保険協会は3つの独立した調査を委託した。
3. 3 KPMG ピート・マーウィック・マクリントック 〈付録B〉による報告書は、生命保険業

が近年負担した税金を扱うものである。それは提案された改革が将来の納税におよぼす効果についても推定している。

3. 4 プライス・ウォーターハウスとティリングアスト Price Waterhouse and Tillinghast 〈付録C〉は、EC主要諸国の生命保険に対する税制を比較し、提案が生保商品の価格決定におよぼす効果についても推定している。
3. 5 E. V. モルガン Morgann 教授とグレアム・バノック Graham Bannock 有限責任会社との共同報告書〈付録D〉は、連合王国における生命保険会社の課税ベースを他の貯蓄媒体のそれと比較している。
3. 6 〈付録E〉は、生命再保険について論じ、〈付録F〉は、外国企業の支店事業について扱っている。

〈4. キー・ポイント〉

4. 1 ピート・マーウィック・マクリントックによる報告書は、諮問文書が生命保険業の税負担額を過小評価しているが、しかし金融大会社についてはそうではないことを明らかにしている。最も重要な点は、次のような2つの結論である。
 - (a) 1982年から1987年までの税収の成長は、資金総額であれ、課税資金であれ、課税所得であれ、どれで測っても契約の成長よりも大きい。
 - (b) 諮問文書が示唆するところによれば、同じような投資水準からでも、より包括的な税制が徴収するよりも現行制度によるとかなり低い税収が生みだされている。しかし、これは、もしも生保業が、ユニット型投資信託活動として課税されていたとすれば、税収は2倍ないし3倍にもなったであろう、という想定にもとづいている。ピートの数字によれば、税収は多分25%は増加したであろうし、諮問文書はいわゆる“財政特典”の程度をかなり誇張していたことが示唆されている。
4. 2 プライス・ウォーターハウスによる報告書は、生保会社と保険契約者の両者に対する現行の税負担は、他のEC諸国よりも連合王国におけるほうが重いことが明らかにされている。EC諸国では、一般に保険契約者のものである投資収益について生保会社に課税したりはしていない。3つのオプションのどれ1つをとっても、連合王国の税制の型がヨーロッパの型からほど遠くなり、かつ税収増大を意図することにより、連合王国の生保業を一層競争に弱くしてしまうのである。ヨーロッパとその内部市場の完成についての意味合いに適切な考慮を払うことなく、いま抜本的改革を提唱することは妥当でもないし時期尚早でもある。
4. 3 生命保険はその商品の大半が長期貯蓄と家族の生活保障とを結びつけているという点でユニークである。1984年までは、これに対しては生命保険料優遇措置という形の積極的な助成があった。しかしながら、プライス・ウォーターハウスの論証するところによれば、それぞれのオプションの下では、将来の保険契約者にとって保険料コストが比例的に増加することは、

主要な生活保障を求めて保険契約する契約者に最も手きびしく当ることになろう。

4. 4 生命保険の主要商品は、ユニット型投資信託の投資なり投資信託と比較することはできないし、またさるべきではない。モーガン教授の報告書では、それぞれの投資手段はそれぞれ別個に税にかんする特徴をもち、生保業と比較されるような共通の基盤はありえないことが論証されている。さらに、その報告書は、生命保険は他の貯蓄手段にくらべ財政上の特典を享受しているという諮問文書の示唆に対し、疑問を投げかけている。
4. 5 生命保険資産のほぼ50%が退職年金契約を支えている。1956年財政法の原則の1つにより、被保険退職年金契約と自己管理基金とのあいだの税制上の均等待遇が確立されたが、それは税還付受取りの遅れと退職年金保険契約者のための留保金を制限する内国歳入庁による圧力のため覆えされてしまった。完全均等待遇を再確認することこそ不可欠である。
4. 6 再保険は生命保険業にとって不可欠であり、大多数の再保険は課税が引き金となって行われているということはない。元受保険契約とは顕著に異なった基準で再保険に課税することは、生保事業を阻害しかねないであろう。
4. 7 現行税制が改正されるならば、適切な移行措置が導入され、かつ現在の生保契約者の理にかなった期待が擁護されることは不可欠である。

〈5. 内国歳入庁により提案されたオプション〉

5. 1 〈オプションA〉は、生保契約者、生命保険会社そして内国歳入庁にかなりの複雑さを持ち込むことになろう。その上、それは保険契約者の所得なり利得が手に入る前に、保険契約者に課税することになろう。変額保険と非変額保険とを区別するための定義はむずかしいし、その区別を続けることは生命保険業にとって不自然な区別であるとともに、保険商品デザインの技術革新との関連で困難である。このような困難があるため、生保業界は変額保険契約に対する別個の税制には強く反対するものである。
5. 2 〈オプションB〉は、2つの料金表の相互作用のゆえに、また大いに異なった環境にある様々な生保会社に1つの特別税率を適用するがゆえに欠陥がある。このオプションのもとの納税額は、保険数理上の評価により、また利潤が保険契約者に分配される方法により、直接に影響を受けることになろう。
5. 3 〈オプションB〉は、保険グループごとに差別待遇して途方もなく煩雑な管理を押しつけ、生命保険株式会社と相互会社のあいだに公平を生みだすことを困難にするであろう。相互社の取り引きからの利潤は非課税という原則は連合王国税制の基本的教義であり、生命保険業に対する提案がその原則を覆えすものであってはならない。このような困難があるがゆえに、生命保険業は〈オプションB〉の導入に強く反対するものである。
5. 4 ヨーロッパ共同体内部で調整された（課税）ベースが採用されるまでは、現行の所得マイナス支出（I-E）ベースが継続さるべきである。したがって、われわれは、いかなる改正

も〈オプションC〉の枠内であるべきことを主張するものである。しかしながら、このことは、その結果生ずる欠陥を内国歳入庁と生保業界がともに受け入れることをまさに意味するものである。

5. 5 入り混った生命保険基金のなかの様々なクラスの契約について資産と経費を指定すれば、現在の難点の若干は解決できるかもしれない。もっとも、そういう制度が柔軟な取引を妨げないことを保証するためには、念入りの協議が必要とされよう。しかしながら、それは管理面でかなりの負担をかけることになろう。主要なI-E計算におけるよりも、年金利潤計算における年金契約の経費に優遇措置を与えるという比較的簡単な改正なら、諮問文書で提起された多くの問題点を克服することになろう。
5. 6 なぜ課税ベースが未現実キャピタル・ゲインを含むように拡大するべきかについては、なんら正当な理由はない。これは、資本の価値増加は実現されるまでは課税されるべきではない、という基本的原理に対し前例のない違反となろう。ともあれ、現行の実現利得に対する課税は、大多数の保険契約者がおかれている環境に照らしてみると過酷である。
5. 7 契約を獲得し運用していくためには、生命保険業はコミッションを払わねばならず、また他の経費も背負いこむことになる。そのような経費を背負いこむときは控除されるのが連合王国税法の基本であるから、生命保険業だけが、住宅金融組合や銀行といった他の分野の貯蓄産業のみならず、他のあらゆる事業から、生命保険業のいかなる経費についても当面の優遇措置が否定されることにより、ただ1つのけ者にされるということがあってはならない。現在のところ、生命保険業は、他の事業と比べて優遇されてもいないし冷遇されてもいない。

〈6. 諮問〉

6. 1 内国歳入庁は共同作業を組もうとは提案しなかったし、そのため、適切な出発点なり根底にある基本原理なりを論じ、あるいは諮問文書にみられる根本的な誤解の若干について処理するという機会もなかった。しかしながら、この反論では、諮問文書で提起された主要な論点すべてについて事実上処理されている。
6. 2 諮問文書では、1923年以来成立し、かつ生命保険業と詳細かつ長期にわたる協議の後に成立した法規の改革が提案されている。生保会社の課税ベースが大きく改革されるべきであるとすれば、かつまた生命保険業が打撃をうけてはならないとすれば、同様のプロセスがいまや不可欠である。より重要なことは、それを正しく理解することであって無分別な提案に飛びつくことではない。
6. 3 オプションの範囲や複雑さがそのとおりとすれば、大臣によるなんらかの政策決定の前に、なお一層詳細な協議が不可欠である。大蔵大臣と内国歳入庁高官の両者がこれに関与していることは公式に肯定されているし、われわれは提案されている協議の性格、範囲および日程について早急に提示があることを歓迎するものである。

6. 4 1989年財政法案をめぐる法規を考えてみようととしても実行不可能である。実際、その検討範囲はあまりにも広くひろがっているにもかかわらず、明確な方向も見あたらず、かつ依然として必要とされる協議はなお相当のものとなるため、1990年の法規ということすら、内国歳入庁と生命保険業の相方にとってきついタイムテーブルを意味することになる。

〈7. 結論ならびに提案〉

7. 1 このような資料と証左から得られる歴然とした結論は、急進的な改革は支持できないということである。生命保険業はその成長率よりも早く増大した税負担をにない、かつその負担は他の貯蓄機関と較べ並はずれているわけではない。そのうえ、この増大は政府がかなり税率を引き下げたその時に生じたものであった。
7. 2 事業遂行の自由に関する種々のEC指令が効力を生じているとき、イギリスの生命保険業のありうべき競争上の立場を予言することはできない。われわれが競争上不利となることは、大いにありうるが、その逆はありそうもない。生命保険業がヨーロッパの競争相手にくらべて、すでに重課されているときに、その上かなりの税負担が課せられるべきでもないし、ヨーロッパ市場において競争する能力を損うほど急進的に改革すべきでもないことは至上命令である。
7. 3 保険契約者と納税者全般の両者にとって公正であるような税制からみれば、現行の法規や実際は見劣りするにせよ、そのようなあまりない事態に働きかけるような賢明な措置が求められている。英国保険協会は現行税制には注意を要するような異常なり矛盾が若干なりとあることを認めている。
7. 4 そこでわれわれは、次の問題領域について協議することを示唆するものである。

a) 〈退職年金契約経費〉

われわれは、退職年金契約経費の控除は、退職年金契約利潤についてのみ認めるという議論を受け入れるものである。

b) 〈外国生保基金〉

われわれは、これは協議を続けるにふさわしい課題であることを認めるものである。

c) 〈貯金箱〉

内国歳入庁は、黒字が明らかに免税で貯蓄されている「貯金箱」に注目していた。これは大抵の生保業に当てはまるというものではない。しかしながら、われわれは内国歳入庁にとって適切な課税利潤が守られるよう保護の必要があることには同意するものである。

d) 〈副次所得〉

われわれは、一定割合の利潤を株式貸付けや引受け手数料から差し引くのは異常であることを認める。そこで、これらは、そして生命保険投資活動から生ずる他のすべての形態の利潤も、投資所得または利潤として扱われるべきことを認める。

e) 〈再保険〉

再保険の役割と生命保険業全般にとってのその重要性は十分認識さるべきであり、再保険課税のベースは基礎となる元受保険に適用される課税ベースを顧慮し、かつそれと矛盾しないものでなければならない。課税上の優遇を得るための再保険取引上の操作はありえないことを保証するためには、特別なルールが必要とされよう。

f) 〈退職年金契約の税払戻し〉

生保会社は、あらゆる税額控除、および自社管理基金と同様に退職年金契約に関連して控除された税の迅速かつ定期的還付を受ける権利があることが認められるべきである。

g) 〈印紙税〉

生命保険証書や再保険契約に対する印紙税は廃止さるべきである。特に再保険契約に対する印紙税は、交易や見えざる輸出および外国の競争相手との競争に妨げとなるものである。印紙税は自社管理計画では負担されていないような生保型退職年金契約に対する税である。

1988年10月

(経済学部教授)